

平成23年4月1日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中川俊男

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る
被保険者証の特例について

昨年9月に全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保組合」という。）において多数の無資格加入者の存在が発覚し、行政処分されるとともに国庫補助の返還命令が発出されたところです。

工事業国保組合に対しては、資格是正等が命じられ、数次にわたり、協会けんぽや市町村国保への加入の勧奨等を、無資格加入者や事業主に対して行うよう指導がなされております。

しかしながら、事業主の対応が遅れている等の事情により、依然として加入すべき保険者への加入手続を行っていない者が多数存在する状況にあるとのことです。

このため、本件について、日本年金機構が本年6月末までに職権による加入手続を進めることとなっておりますが、このような状況のなかで、3月末に有効期限切れとなる工事業国保組合の被保険者証が存在することが判明したとのことです。

そこで、それまでの間は、無資格加入者の医療機関等への受診機会を確保する観点から以下のように取り扱うことが、今般、厚生労働省保険局国民健康保険課より示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 失効した工事業国保組合の被保険者証の取扱い

有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証については、無資格加入者が保険診療を受けられるよう、当面、6月30日までの間は有効なものとして取り扱う。

2 診療報酬請求の取扱い

保険医療機関等は、1の取扱いにより診療した場合、国民健康保険団体連合会に、工事業国保組合に対する診療報酬請求をし、確実に診療報酬の支払いが行われる。

(添付資料)

1. 全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る被保険者証の特例について
(平成23年3月31日 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)

事務連絡
平成23年3月31日

都道府県民生主管部（局） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る
被保険者証の特例について

全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保組合」という。）の無資格加入者の取扱いについては、「国民健康保険法第108条第1項の規定に基づく是正改善命令について（平成22年厚生労働省発保0909第2号）」により、資格是正等を工事業国保組合に対して命じ、数次にわたり、協会けんぽや市町村国保への加入の勧奨等を、無資格加入者や事業主に対して行うよう指導してきたところである。

しかしながら、依然として、加入すべき保険者への加入手続きを行っていない者が多数存在しているところである。このため、日本年金機構は、23年6月末までに協会けんぽ及び厚生年金への職権適用の手続きを進めることとしているが、それまでの間については、無資格加入者の医療機関等への受診機会を確保する観点から、下記の取扱いとすることとしたので、貴管内保険医療機関等及び国民健康保険団体連合会に対して周知願いたい。

記

1. 失効した工事業国保組合の被保険者証の取扱い

無資格加入者が保険診療を受けられるよう、有効期限が平成23年3月31日までとなっている工事業国保組合の被保険者証については、当面、6月30日までの間は、有効なものとして取り扱うこと。

2. 診療報酬請求の取扱い

保険医療機関等は、1の取扱いにより診療した場合、国民健康保険団体連合会に、工事業国保組合に対する診療報酬請求をすることができること。この場合、工事業国保組合においては、診療報酬の支払いを確実に行うこと。